

控 訴 状

令和7年6月30日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人

川	勝	庸	史
米	山		理
迎		雄	二
北	潟	丈	晴
石	山	祥 太	郎
亀	田	友	美
湯	本	麻	依
小	高	真	志
太	田	玲	央
六	車		且
武	居	未	記
椎	名	俊	介
佐	藤		圭
佐	藤	彰	洋

廣 川 一 己
 古 川 佳 奈
 上 田 博 亮
 杉 本 剛
 内 山 讓 二
 真 隅 賢
 美 坂 一 幸
 官 本 勝 義
 小 華 和 肇



控訴人(第一審被告) 国

代表者法務大臣 鈴木 馨 祐

上記控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 川 勝 庸 史

訟 務 官 米 山 理

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

法 務 事 務 官 迎 雄 二

法 務 事 務 官 北 潟 丈 晴

法務事務官 石 山 祥 太 郎

〒108-8255 東京都港区港南五丁目5番30号

東京出入国在留管理局

入 国 審 査 官 亀 田 友 美

入 国 審 査 官 湯 本 麻 依

入 国 審 査 官 小 高 真 志

入 国 審 査 官 太 田 玲 央

入 国 審 査 官 六 車 且

入 国 審 査 官 武 居 未 記

入 国 審 査 官 椎 名 俊 介

入 国 審 査 官 佐 藤 圭

入 国 警 備 官 佐 藤 彰 洋

入 国 審 査 官 廣 川 一 己

入 国 審 査 官 古 川 佳 奈

〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター

法 務 事 務 官 上 田 博 亮

法 務 事 務 官 杉 本 剛

入 国 警 備 官 内 山 譲 二

入 国 警 備 官 真 隅 賢

入 国 警 備 官 美 坂 一 幸

入 国 警 備 官 官 本 勝 義

被控訴人(第一審原告) デニズ

被控訴人(第一審原告) サファリ・ダイヤモンド・ヘイダー

自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 120万円

貼用印紙額 1万6500円

上記当事者間の東京地方裁判所令和4年(ワ)第528号自由権規約に基づく損害賠償請求事件につき、令和7年6月17日判決の言渡しがあり、控訴人は、同日判決正本の送達を受けたが、同判決のうち、控訴人敗訴部分については全て不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告デニズ(被控訴人デニズ)に対し、60万円及びこれに対する令和2年3月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告サファリ(被控訴人サファリ・ダイヤモンド・ヘイダー)に対し、60万円及びうち30万円に対する令和2年1月7日から支払済みまで年5%の割合による金員を、うち30万円に対する同年4月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを25分し、その24を原告らの負担とし、その余を被告

の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

控訴理由書をもって、追って明らかにする。

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 指 定 書 | 1 通 |

以上